

平成27年11月12日

お知らせ

資料提供先：島根県政記者会

自走困難車両を移動するための 『車両移動用機器』の操作説明会を実施します。

中国地方整備局松江国道事務所では、災害時に使用することが想定される『車両移動用機器』を新たに配備しました。

松江国道事務所では、災害が発生または発生する恐れがある場合に支援していただける協力会社を募集し、工事関係36社、調査・測量等関係35社と「災害応急対策活動等に関する基本協定」を締結しています。

このたび、基本協定締結会社を対象として機器の操作説明会を開催しますので、お知らせします。

※ 悪天候時には、中止する場合があります。

- 日時：平成27年11月13日（金）10:00～12:00（予定）
- 場所：松江国道事務所構内
松江市西津田2丁目6番28号
- 対象者：松江国道事務所の職員及び災害時支援協力会社
（36社、50名参加予定）

【問合せ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所

島根県松江市西津田2丁目6番28号

	副所長（管理）	やまさき 山崎	あきら 彰	内線205
（管理担当）	管理第一課長	じろうまる 次郎丸	つよし 毅	内線431
（広報担当）	計画課長	やまもと 山本	としひこ 俊彦	内線261

TEL：0852-26-2131（代表） 0852-26-0611（夜間・休日）
FAX：0852-25-9438
URL：<http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>

※松江国道事務所では、twitter（ツイッター）による道路情報発信を行っています。

ツイッター：http://twitter.com/road_matsue

QRコード



「車両移動用機器」の導入目的

平成26年11月に改正された災害対策基本法において、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれました。

これに伴い、放置車両等を人力にて移動させることができる「車両移動用機器」を配備し、災害発生時の迅速な道路啓開を行います。

